

## 令和4年度 住民税非課税世帯等の皆さまへ

# 臨時特別給付金

### のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

#### 給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

#### 給付金の支給時期

恩納村が確認書(または申請)を受理した日から2~3週間程度

#### 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

#### 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯

恩納村役場から  
**確認書**が届きます(8月頃)

※返送などの手続きが必要です。

※令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書が送付されます。

#### 「申請」が必要です

申請期間 令和4年8月1日(月)  
~令和4年10月31日(月)

申請書配布先 恩納村役場(福祉課)、  
村ホームページからダウンロード

※令和3年度給付金の手続きがまだお済みでない方は、お早めにお手続きをお願いします。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の搾取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

#### お問い合わせ

##### 住民税非課税世帯等に関する問い合わせ

総務課 ☎966-1200

##### 家計急変世帯に関する問い合わせ

福祉課 ☎966-1207

受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00、土日祝日を除く)

##### 内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00~20:00